

事 務 連 絡
平成30年7月10日

建設業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

平成30年7月豪雨に伴う災害復旧事業における入札及び契約の取扱いについて

平成30年7月豪雨に伴う災害復旧事業については、手続の透明性・公正性等にも配慮しつつ、相当数の事業に係る入札及び契約を短期集中的に行う必要があります。

このため、当面の災害復旧事業の入札及び契約についての基本的考え方を取りまとめ、各都道府県等に対し、別紙のとおり送付しましたので、お知らせします。

貴職におかれましては、当該取組についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体参加の建設企業に対し、周知方お願いします。

総行行第152号
国土入企第17号
平成30年7月10日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各都道府県議会事務局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿
各指定都市議会事務局長 殿

総務省自治行政局行政課長

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

平成30年7月豪雨に伴う災害復旧事業における入札及び契約の取扱いについて

平成30年7月豪雨に伴う災害復旧事業については、手続の透明性・公正性等にも配慮しつつ、相当数の事業に係る入札及び契約を短期集中的に行う必要があります。

このため、当面の災害復旧事業の入札及び契約についての基本的考え方を下記のとおり取りまとめましたので、取扱いの参考としてください。

また、平成29年7月に国土交通省において、迅速性が求められる災害復旧や復興における随意契約や指名競争方式等の適用の考え方や手続きにあたっての留意点や工夫等をまとめた「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」を作成していますので、参考にしてください。

被害の生じた各都道府県におかれては、被災地の状況にも配慮しつつ、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しくお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 入札及び契約の方式

- (1) 発災直後から一定の間に対応が必要となる道路啓開、がれき撤去、堤防等河川管理施設等の応急復旧事業や、孤立集落の解消のための橋梁復旧など緊急度が極めて高い本復旧事業については、被害の最小化や至急の原状復旧の観点から、随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号）によることが可能であり、適宜これを活用すること。
- (2) (1) 以外の当面の復旧事業については、早期の復旧・復興に向け、できる限り早く事業に着手する必要があることから、指名競争入札又は可能な限り手続きに要する期間を短縮した一般競争入札によることも可能であること。

2. 配慮が必要な事項

(1) 被災者の雇用の促進

一般競争入札による場合は適切な地域要件を設定するなど、被災者の雇用が促進されるよう配慮すること。

(2) 手続の簡素化・迅速化

総合評価落札方式による場合の手続期間の短縮や必要書類の縮減など、入札及び契約の手続を迅速化・簡素化すること。

(3) 透明性・公正性の確保

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成26年9月30日閣議決定）を踏まえ、以下の点などに留意し、入札及び契約の透明性・公正性の確保に努めること。

- ① 入札監視委員会等の活用など入札契約手続の事後チェックにも留意すること。
- ② 指名競争入札により行う場合には、あらかじめ指名基準を策定・公表するとともに、指名業者名は契約締結後の公表とすること。

(4) ダンピング対策の徹底

ダンピング受注の排除を徹底するため、「低入札価格調査における基準価格の見直し等について」（平成29年3月15日付け総行行第56号・国土入企第27号）を踏まえ、最低制限価格制度、低入札価格調査制度などを適切に活用すること。なお、最低制限価格制度を用いることができない工事等については、低入札価格調査制度における数値的失格判断基準の活用も検討すること。

(5) WTO対象工事の扱い

政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象工事については、緊急性の高い復旧工事として同協定第13条に基づき随意契約（限定入札）を適用する場合を除き、以下の点などに留意すること。

- ① 一般競争入札における参加資格として地域要件を設定できないこと。
- ② 最低制限価格制度を用いることができないこと。
- ③ 入札期日の前日から起算して 40 日前に入札公告を行う必要があるが、急を要する場合においては 10 日前までに短縮できること。

なお、平成 30 年総務省告示第 22 号（平成 30 年 1 月 22 日付け）において、平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に締結される調達契約について適用される、地方公共団体の物品等又は特定役務の政府手続の特例を定める政令第 3 条第 1 項に規定する総務大臣の定める区分及び総務大臣の定める額を定めているので留意すること。

(6) 交通誘導員の円滑な確保

被災地においては、復旧事業による工事量増大に伴う交通誘導員のひっ迫等により、その十分な確保が困難となり、円滑な施工に支障を来す恐れがあることから、「交通誘導員の円滑な確保について」（平成 29 年 6 月 8 日付け総行行第 131 号・国土入企第 2 号）を踏まえ、交通誘導員の円滑な確保と効率的な活用について、発注者として柔軟な対応に努めること。